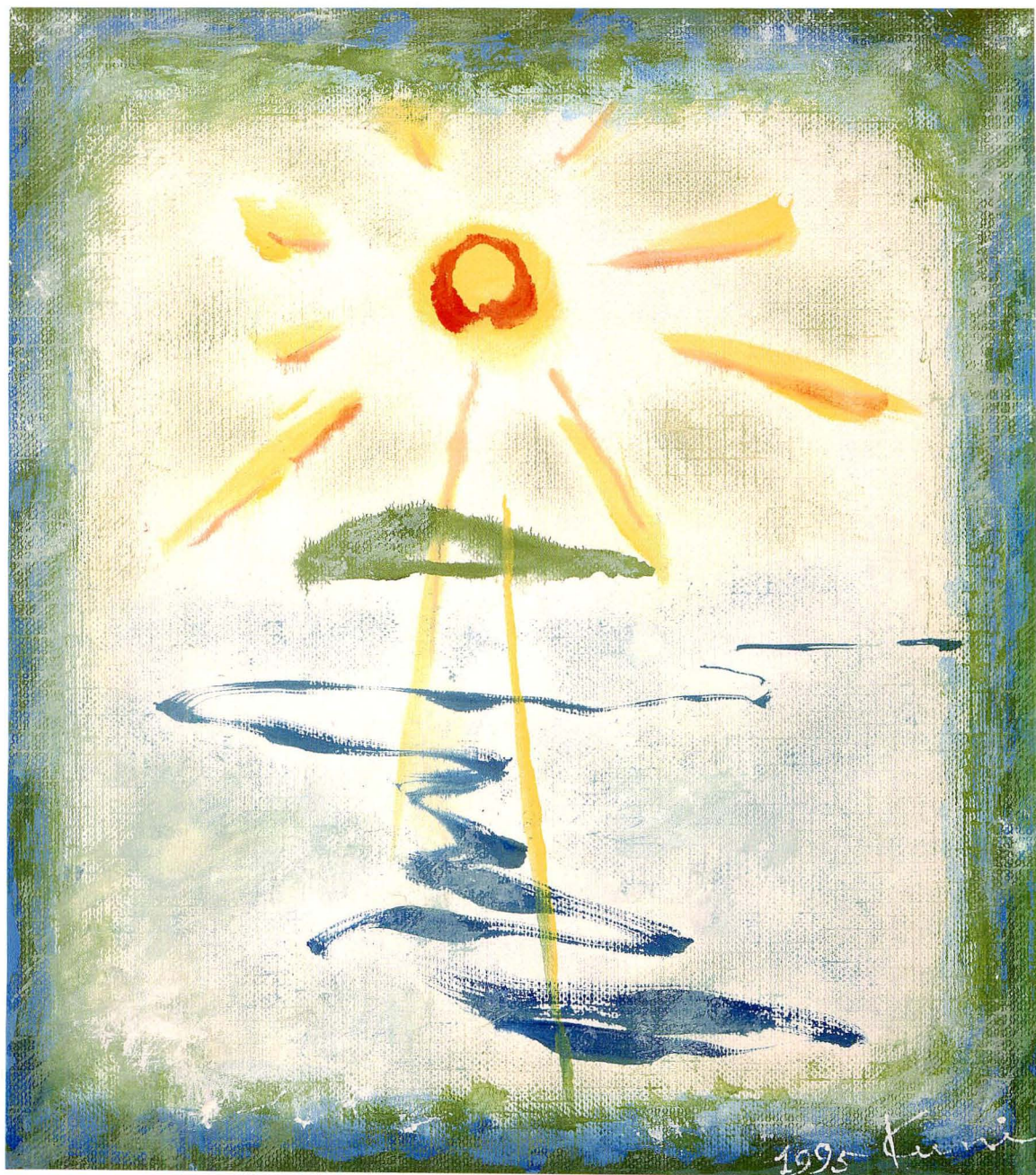


社団法人 町田法人会報



朝日が耀いたとき 三橋 國民 氏 画

平成7年.8月.No. **52**



公益法人として 社会の負託に応える

社団法人町田法人会 会長 岩波 弘 介

盛夏の候、会員皆様方には益々ご健勝にてご事業にご精励の事とお慶び申し上げます。平素は法人会の運営につきまして、皆様のご協力とご支援を頂き、会も順調に伸展いたしております。厚く御礼申し上げます。

さて、第15回通常総会に於きまして、不肖私が会長にご推挙を頂きました。経営環境の極めて厳しい中で、法人会に寄せられる期待の大きい時節に、浅学非才の私がこのような大役をお引受けする事になり、全く身の引き締る思いでございます。私の至らない点につきましては、遠慮なくご叱声を頂ければ幸甚でございます。このたびご勇退の石井前会長様には、昭和36年以来当会役員として、35年の長きに渡りまして、すぐれた指導力と人望で、会の発展に大きなご功績を残されましたが、会長職の定年制導入によりまして、皆様方から惜しまれながらご勇退されることになりました。今後は顧問として、ご指導をお願いする事になりました。

又、通常総会には、公務ご多忙の中を守屋町田税務署長様、及び署の幹部の皆様、並びに寺田町田市長様を始め、多くのご来賓の皆様方のご出席を頂き、誠に有難うございました。提出議案もすべて原案通り可決承認されて、滞りなく終了することが出来ました。厚く御礼申し上げます。

役員改選に当たりまして、永年ご活躍を頂き茲にご退任の役員の方々には、深く感謝いたしますと同時に新任及び留任の役員の方々のご活躍を期待いたします。又、7月には税務署の人事異動で、永年職務にご精励されま

した守屋署長様のご勇退を始め、別掲「異動のお知らせ」の通り多くの方々のご転勤がございました。在任中は大変にご指導とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私達の法人会は、良き経営者をめざす者の団体として、三つの大きな柱をもって運営されています。その第1は、法人会のスタートでもある納税協力団体の務めとして、納税意識の向上、税務行政への協力、税制改正要望の推進、さらには活発な税務研修の実施。第2は、企業の繁栄の為に自己研鑽・自己啓発に励む個々の経営者を支援することです。そして第3は、4,300余社を擁する市内有数の団体に成長した私達の法人会が、地域社会に広く深く根を下ろして、地域の多くの問題を吾が事として捉え、誠意をもって健全な社会の発展に貢献することです。

然し乍ら内外の経営環境、社会情勢は、依然としてきびしさを増して居ります。法人会本来の目的を果たすには、一層の努力を続けて、公益法人として社会の負託に応えなくてはならないと考えております。

21世紀を目前にして法人会の運営にも大きな変化が予想されます。この変化に対応するためにも私は役員、会員の皆様、更に先輩各位の十分なお意見を承り乍ら会の発展と会員各企業の繁栄にむけて、運営の充実、組織の強化に努めて参りたいと思います。

皆様方の一層のご鞭撻とご支援を賜りますようお願い致します。結びになりましたが会員皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしましてご挨拶といたします。



ご 挨拶

町田税務署長 前 田 繼 男

残暑の候、社団法人町田法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、守屋前署長の後任として東京国税局課税第一部国税訟務官室から参りました前田でございます。前署長同様ご厚誼を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

町田法人会の会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

町田法人会は、昭和25年の創設以来健全な納税者団体として幅広い事業活動を積極的に推進し、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされてまいりました。

さらに、昭和55年に貴会が社団化を達成されてからも公益法人として事業の充実を一層進めるなど組織の拡大強化に努められ、今日では4,300社を超える会員を有する極めて組織率の高い法人会に発展されました。これはその礎を築いてこられた先達と、これを継承し隆盛に導いてこられました岩波会長はじめ役員の方々並びに会員の皆様のご熱意と日頃の献身的なご尽力の賜であり、私どもといた

しましても大変心強く感じるとともに心から敬意を表する次第でございます。

さて、最近のわが国の経済は、住宅建設、雇用情勢の悪化に加えて、個人消費の低迷が長引いているといえます。このような状況において、納税者の税制から執行に至るまでの税に対する関心は、一段と高まりをみせております。

私ども税務行政に携わる者といしましては、この現状を十分に認識し、信頼される税務行政の確立並びに適正公平な課税、確実な納税の実現に向け、なお一層の努力を続ける所存であります。

しかしながら、円滑な税務行政の推進は、私どもの努力のみで達成することは困難であり、法人会をはじめ関係民間団体の皆様方のご理解とご協力を仰がなければなりません。

どうか、皆様方におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、社団法人町田法人会のますますのご発展並びに会員の皆様方のご健勝、ご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

目 次

ご挨拶 岩波新会長・前田新署長	2
通常総会実施報告	4
(新役員の紹介)	7
町田税務署異動のお知らせ	13
平成7年度の税制改正	15
法人税問答シリーズ	16

地区会活動報告	18
委員会からのお知らせ	20
PL法のあらまし	23
部会だより	25
短歌・俳句欄	28
表紙のことば・紹介	29

組織の充実と社会貢献をめざす 第15回通常総会開催



地域社会の問題をわが事として捉え
誠意をもって貢献します。
岩波新会長挨拶

5月22日ラポール千寿閣において第15回通常総会が開かれた。

先ず記念講演は大月短期大学田中収教授の「阪神大震災と東京周辺の地震災害」

通常総会では事業報告、収支決算報告、事業計画、収支予算などの各議案を全員一致で可決の後、新役員を選任が行われた。

新会長には岩波弘介氏が推されて、厳しい時代を進む者としての固い決意を表明した。

会員増強功労者に対する感謝状贈呈を終えた石井儀一前会長に、ここで花束が贈られ満場拍手でその功績をたたえた。

懇親会は、新旧役員との交流・多くの会員の親睦の実をあげて盛会裡にお開きとなった。

総会の出席者2,328名（内委任状2,143名）



田中収先生講演

阪神大震災と東京周辺の地震災害

—— 大地の厳しさと恵み ——

大地の厳しさと恵みについて話します。
厳しさは、もちろん地震災害です。阪神・淡路ではいままでにないような災害が起きた。

最近人工衛星がいろんなデータを送ってくれるようになった。どこがどのように環境が変わったか、マクロな視点でしかも数メートル単位のものまで見える。阪神・淡路にも大きな地殻の割れ目があるのがわかります。

さて、町田には今わかっている限りでは活



町田市を代表するご来賓
右 寺田市長のご祝辞
左 ご臨席の各界の方々

断層はない。

近くには、関東大地震系があるが、この巨大地震は周期が100～300年と言われており、歴史の反復性から考えて当分来ないのではないか。

次に小田原地震系（南関東直下型）だが、これは周期が73年±3年という説もあって、来る確立が高い。ただ規模としてはミドルパンチ級です。

次いで山梨県東部直下型、大きさはジャブ級だが、数年単位のオーダーだから短期的にみたらこれが怖い。



「石井会長さん、長い間ありがとうございました。花束を贈呈する堤女性部会長」

地震に伴う液状化。昔からの高台でローム層の所には液状化はおこらない。低地で砂礫や泥の層のところ、2～3メートルで地下水が出るようなところが危い。

地震が怖いのは、山が崩れて川をせきとめる。そして土石流が出ることです。空からの監視が必要です。

関東・東海系の大地震では、最初に下から突き上げるような衝撃が来て次の大揺動がくるまでに12～15秒くらい間隔がある。その間子供を安全な所へ移す余裕があります。

約2,000年前富士山の泥流が厚木まで流れてきた。その富士山は今静かだけど、まだ青年期で活動しています。

大地は私達に恵みをも与えてくれます。活



▲大地の厳しさと恵みについて語る 田中 収 先生

▼組織強化に功績のあった会員に感謝状



断層は多くの高アルカリ泉をもたらしてくれている。高アルカリの温泉にはいるとカリウムイオンやカルシウムイオンを皮膚から吸収する。これは長くはいらないと効いてこない。ぬるめの湯に長くはいることは、湯ざめもしないし、健康にもいい。熱い湯は動脈硬化にもよくありません。

湯槽に深くつかるのは水圧がかかるので、寝湯がいい。あるいは縁の段の所に浅く腰かけるなどの注意をするといい。

もう一つ、水をたくさん飲んでください。汗をかくと血液の濃度があがるから、水を飲んで濃度をうすめておくと事故が起らない。

大地の恵みである温泉を利用することでぜひぶん長生きができます。皆さん長生きしてください。

(文責 事務局)

平成6年度 会員増強功勞者表彰者名簿

(敬称略)

有限会社	和多屋	細野敏雄	有限会社	クローバー	伊田卓巳
有限会社	なるとや	友野忠汪	株式会社	八朗平	井上真一
有限会社	杉本屋酒店	高橋一行	有限会社	押田産業	押田光男
有限会社	丸孝家具店	八木下恒昭	有限会社	都板金	今泉廣次
株式会社	塚田	塚田茂	富士興産株式会社		宮本治
有限会社	隆商	尾崎隆司	有限会社	セキヤスポーツ	関谷昌司
株式会社	久美堂	小川忠克	株式会社	ケーユー	井上盛行
株式会社	森山商事	森山兼光	有限会社	町田グリーンゴルフ	久保田忠司
株式会社	中野屋本店	坂田弘子	株式会社	総合図書	藤田義徳
株式会社	三和	小山克巳	萩生田産業株式会社		萩生田博
有限会社	クラウン興業	木口正	愛洋商事株式会社		石川洋一郎
株式会社	タウンツリスト	牧野正	トキナー建設工業株式会社		川口澄雄
株式会社	電友社	栢沼貞雄	有限会社	豊和興業	内田芳伸
株式会社	電巧舎	尾辻胖	タマエレクトロニクス株式会社		根田修一
株式会社	タカオ	高尾二芳	有限会社	シマノ	島野榮
八昭印刷株式会社		上村徳次	有限会社	須崎米穀店	須崎一男
有限会社	露木商店	露木實	有限会社	煎茶屋	村松稠敏
有限会社	アローエンタープライズ	矢沢武	有限会社	高梨建設工業	高梨一郎
丸川スレート株式会社		野川清	有限会社	東海空調	本里正吾
有限会社	加藤電機	加藤勝男	トキワ美術印刷 有限会社		菅野昌行
有限会社	金子組	金子栄市	株式会社	高木商店	高木登雄
有限会社	黒木屋酒店	黒木正	株式会社	飯田機械産業	飯田重利
株式会社	アユミ電機	皆川文夫	有限会社	ハナワ商店	花輪初夫
有限会社	林商店	林昭平	有限会社	千葉伸栄ハウス	千葉隆行
有限会社	アサヒ商工	仁科純雄	有限会社	ソープオフィス	青木幸雄
有限会社	エヌケイ厨房	長島正佳	有限会社	ヨシカワ文具	吉川愛次
八木食品産業株式会社		八木要	有限会社	マドカ	今村忠司
有限会社	マルモト酒店	久保田靖	株式会社	エスピー商事	吉野忠雄
株式会社	大杉産業	杉崎友宏	河内石油 有限会社		河内一
八弘商事株式会社		八木正雄	有限会社	杉山商店	杉山英夫
有限会社	ポプラ総業	八木和夫	三樹石油株式会社		三樹修身
デック株式会社		堀江雅	有限会社	中島酒店	中島国男
近代建設株式会社		半沢忠七	有限会社	飯島屋酒店	飯島義一

新役員決まる 法人会の理事・監事

第15回通常総会で選任された新役員の方を紹介します。

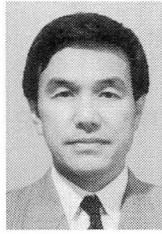
また地区会は、成瀬地区会が分割して“成瀬第一地区会”
“成瀬第二地区会”に改められ、全20地区会になりました。



会 長

岩波 弘介

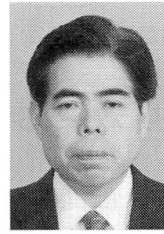
岩波建設(株)



原町田第2地区
会長

平本 勝哉

(有)平野屋金物店



本町田地区会長

露木 實

(有)露木商店



副会長
源泉部会長

小山 克巳

(株)三 和



森野地区会長

高尾 伸

高尾建設(株)



金森・高ヶ坂地区
会長

八木 要

八木食品産業(株)



副会長

野川 清

丸川スレート(株)



中町地区会長

栢 沼 貞 雄

(株)電友社



成瀬第1地区会長

木目田邦夫

あるけい総業(株)



副会長

矢沢 武

(有)アローエンタ
ープライズ



旭町地区会長

田 中 利 明

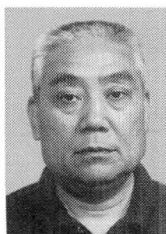
(株)田中食器厨房



成瀬第2地区会長

八木 正雄

八弘商事(株)



原町田第1地区
会長

諸星 健

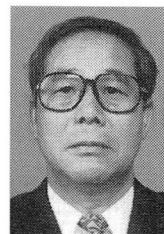
(有)勝 一



学園・大谷地区
会長

尾 辻 胖

(株)電巧舎



小川・つくし野
地区会長

千葉 平八

(株)千葉電設



鶴間地区会長

井上 盛行

(株)ケーユー



木曾地区会長

大川 健次

相模工機(株)



総務副委員長

八木 祥寿

(株)マルカワ



鶴川第1地区会長

石川 洋一郎

愛洋商事(株)



相原地区会長

田中 栄

(株)相武冷凍センター



組織委員長

金子 仙太郎

(株)セン・カネコ



鶴川第2地区会長

島野 榮

(有)シマノ



小山地区会長

中島 国男

(有)中島酒店



組織副委員長

牧野 正

(株)タウンツーリスト



鶴川第3地区会長

須崎 一男

(有)須崎米穀店



総務委員長

小川 忠克

(株)久美堂



組織副委員長

塩谷 仁

(株)サンヨー設計



忠生・山崎地区
会長

菅野 昌行

トキワ美術印刷(有)



総務副委員長

村松 稔敏

(有)煎茶屋



組織副委員長

鈴木 賢一

(有)鈴木造花店



忠生西地区会長

石川 光男

(株)協和精密工業



総務副委員長

青木 照夫

(有)青木商店



税制委員長

木口 正

(有)クラウン興業



税制副委員長

朝見 茂久

(株)朝見工務店



厚生委員長

加藤 史朗

ワタヤ商事(株)



広報副委員長

市川 操

(有)大丸屋酒店



税制副委員長

佐瀬 三郎

(株)昌電舎



厚生副委員長

飯田 敏彦

(株)飯田機械産業



青年部会長

東條 実

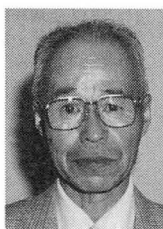
(株)マツヤマ



研修委員長

杉浦 信男

(株)中野屋



厚生副委員長

齊藤 俊光

(有)齊藤工業



女性部会長

堤 敏子

(株)堤ビル



研修副委員長

伊田 卓巳

(有)クローバー



広報委員長

木目田 元

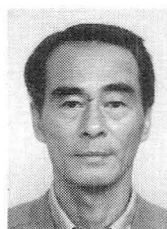
(有)しんぞかや



監事

八木下正男

(有)丸孝家具店



研修副委員長

本里 正吾

(有)東海空調



広報副委員長

三橋 信介

(株)宝永堂



監事

萩生田 博

萩生田産業(株)



研修副委員長

齋藤 正

(有)齋藤楽器製作所



広報副委員長

久保田 忠司

(有)町田グリーンゴルフ



監事

藤田 義徳

(株)総合図書

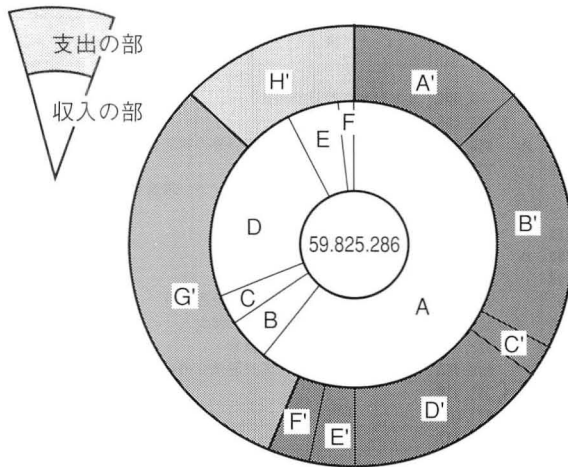
平成6年度 収 支 計 算 書

自 平成6年4月1日 至 平成7年3月31日

(単位：円)

科 目	平成6年度 予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	100,000	170,000	△ 70,000	基本財産定期預金利息
2 会費収入	36,153,600	36,390,200	△ 236,600	期末会員数 4,312社
3 特別会費収入	3,850,000	2,925,000	925,000	役員セミナー及び新春の集い等の会費収入
4 事業収入	1,775,000	1,985,000	△ 210,000	
(1) 研修会収入	1,575,000	1,785,000	△ 210,000	簿記講習会、ワープロ・パソコン教室の会費収入
(2) 会報掲載広告収入	200,000	200,000	0	町田法人会報掲載広告収入
5 補助金収入	14,189,525	14,996,255	△ 806,730	東法連より各種補助金収入
6 簡易保険収入	450,000	474,835	△ 24,835	簡易保険受取手数料
7 雑収入	1,570,000	2,883,996	△ 1,313,996	
(1) 受取利息	550,000	1,087,979	△ 537,979	普通・定期預金・郵便貯金受取利息
(2) 雑収入	600,000	1,087,017	△ 487,017	総会ご芳志、事務手数料等、その他の雑収入
(3) 大型保障推進協力金	420,000	709,000	△ 289,000	大型保障推進協力金等
8 特定預金取崩収入	2,200,000	0	2,200,000	
当期収入合計(A)	60,288,125	59,825,286	462,839	
前期繰越収支差額	11,184,731	11,184,731	0	
収入合計(B)	71,472,856	71,010,017	462,839	
II 支出の部				
1 事業費	37,050,000	33,862,745	3,187,255	
(1) 研修会費	7,000,000	6,751,716	248,284	公開講演会、役員セミナー、各種研修会等の諸費用
(2) 催事費	2,400,000	1,668,594	731,406	新春の集い、新入会員懇談会、厚生事業等の諸費用
(3) 広報費	850,000	857,689	△ 7,689	広告料、新会員章、その他広報活動費
(4) 会報発行費	3,850,000	3,162,397	687,603	町田法人会報及びニュースの発行費
(5) 会員名簿発行費	3,000,000	1,658,350	1,341,650	会員名簿(旧原町田地区/旧北地区、旧南地区)
(6) 連合会報費	1,000,000	1,001,160	△ 1,160	全国版会報「ほうじん」の購入
(7) 発送費	5,600,000	5,788,607	△ 188,607	町田法人会報及びニュース等発送諸費用
(8) 会員増強推進費	2,500,000	1,346,227	1,153,773	会員増強運動及び月間中諸費用
(9) 地区、支部運営費	6,700,000	7,073,750	△ 373,750	地区会運営活動費
(10) 部会運営費	2,400,000	2,585,720	△ 185,720	源泉部会、青年部会、婦人部会運営活動費
(11) 連合会費	600,000	686,614	△ 86,614	東法連等会費及び会議費等
(12) 研究懇談会費	650,000	513,365	136,635	税のしるべ購入費、各種懇談会諸費用
(13) 渉外費	300,000	587,156	△ 287,156	関係団体、対外的慶弔
(14) 慶弔費	200,000	181,400	18,600	会員慶弔
2 会議費	3,200,000	2,262,550	937,450	
(1) 総会費	2,000,000	1,406,208	593,792	通常総会費用
(2) 役員会費	500,000	312,317	187,683	理事会、正副会長会議等諸費用
(3) 委員会費	500,000	192,626	307,374	委員会等諸費用
(4) 共済制度連絡協議会費	200,000	351,399	△ 151,399	共済制度連絡協議会諸費用
3 管理費	21,810,000	19,821,678	1,988,322	
(1) 給料手当	13,750,000	13,481,226	268,774	職員の給与手当、賞与
(2) 福利厚生費	1,000,000	1,052,079	△ 52,079	社会保険料・特退共の保険料、福利厚生費
(3) 旅費交通費	400,000	462,239	△ 62,239	役員の出張、駐車場
(4) 通信費	650,000	465,070	184,930	通信諸費用
(5) 消耗什器備品費	1,160,000	822,141	△ 337,859	備品保守、リース、トータルサービス料等
(6) 消耗品費	1,200,000	1,035,534	△ 164,466	事務所消耗品及び封筒等の印刷物
(7) 修繕費	700,000	0	700,000	事務所修繕諸費用
(8) 水道光熱費	300,000	241,625	58,375	事務所水道光熱費
(9) 家賃	1,032,000	1,200,000	△ 168,000	事務所家賃
(10) 支払手数料	1,100,000	879,432	220,568	三井ファイナンス支払手数料等
(11) 図書費	200,000	95,332	104,668	税務関係書籍等の購入費用
(12) 公租公課	300,000	87,000	213,000	法人税等
(13) 雑費	18,000	0	18,000	
支出の部小計	62,060,000	55,946,973	6,113,027	
4 固定資産取得支出	1,500,000	0	1,500,000	
5 特定預金支出	7,700,000	7,700,000	0	平成6年度末引当額
(1) 会館積立引当預金支出	5,000,000	5,000,000	0	17,000,000
(2) 退職給与引当預金支出	500,000	500,000	0	3,364,000
(3) 名簿発刊準備引当預金	500,000	500,000	0	2,700,000
(4) OA機導入引当預金支出	200,000	200,000	0	1,000,000
(5) 記念事業準備引当預金	1,000,000	1,000,000	0	2,000,000
(6) 広告塔設置引当預金	500,000	500,000	0	1,000,000
6 予備費	212,856	0	212,856	
当期支出合計(C)	71,472,856	63,646,973	7,825,883	
当期収支差額(A)-(C)	△11,184,731	△ 3,821,687	△ 7,363,044	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	7,363,044	△ 7,363,044	

平成6年度 収支計算書の円グラフ



左のグラフは、平成6年度中の収入と支出を対比したものです。

同年度中の総額は、59,825,286円でした。その中で収入の部では会費収入が60.8% (36,390,200) を占めています。また支出の部では、事業費が全体の56.6% (33,862,745) を占め、その中で会報等の発送費を含む広報事業費を最も多く支出していることを示しています。

- | | |
|---------------|----------------|
| A 会費収入 | A' 研修事業費 |
| B 特別会費収入 | B' 広報事業費 |
| C 事業収入 | C' 会員増強活動費 |
| D 東法連からの補助金収入 | D' 地区会・部会運営事業費 |
| E 雑収入 | E' 渉外費 |
| F 当期収支差額 | F' 会議費 |
| | G' 管理費 |
| | H' 特定預金支出 |

平成6年度収益事業収支計算書

自 平成6年4月1日 至 平成7年3月31日

<p>1 収入の部</p> <p>(1) 簡易保険収入 474,835</p> <p>(2) 補助金収入 9,675,595</p> <p>(3) 大型保障推進協力金 709,000</p> <p>(4) 雑収入 658,117</p> <hr/> <p>収入合計 11,517,547</p>	<p>2 支出の部</p> <p>(1) 事業費 6,628,256</p> <p>(2) 会議費 719,333</p> <p>(3) 管理費 3,886,315</p> <hr/> <p>支出合計 11,233,904</p> <p>当期純利益 283,643</p> <p>寄付金 283,643 (公益事業へ)</p>
---	---

以上の通り報告致します。

平成7年4月14日 社団法人町田法人会

会長 石井 儀一

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

平成7年4月14日 監事 岩澤 正義 ㊟

監事 八木下 正男 ㊟

平成7年度 収 支 予 算 書

自 平成7年4月1日 至 平成8年3月31日

(単位：円)

科 目	平成7年度 予 算 額	平成6年度 予 算 額	差 額	備 考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	97,000	100,000	△ 3,000	基本財産定期預金利息
2 会 費 収 入	30,589,600	36,153,600	2,436,000	期首会員数 4,312社
3 特別会費収入	3,200,000	3,850,000	△ 650,000	役員セミナー、新春の集い等の特別会費収入
4 事業収入	2,000,000	1,775,000	225,000	
(1) 研修会収入	1,710,000	1,575,000	135,000	簿記講習会、ワープロ・パソコン講習会の会費収入
(2) 会報掲載広告収入	290,000	200,000	90,000	町田法人会報掲載広告収入
5 補助金収入	15,000,000	14,189,525	810,475	東法連からの補助金収入
6 簡易保険収入	400,000	450,000	△ 50,000	郵便簡易保険受取手数料
7 雑収入	2,394,524	1,570,000	824,524	
(1) 受 取 利 息	728,000	550,000	178,000	普通・定期預金、郵便貯金受取利息
(2) 雑 収 入	1,026,524	600,000	426,524	総会等のご芳志、その他の雑収入
(3) 大型保障推進協力金	640,000	420,000	220,000	大型保障制度推進協力金等
8 特定預金取崩収入	3,000,000	2,200,000	800,000	会員名簿発行・広告塔設置積立預金の取崩
当期収入合計(A)	64,681,124	60,288,125	4,392,999	
前期繰越収支差額	7,363,044	11,184,731	△ 3,821,687	
収入合計(B)	72,044,168	71,472,856	571,312	
II 支出の部				
1 事業費	36,400,000	37,050,000	△ 650,000	
(1) 研修会費	7,000,000	7,000,000	△ 0	役員セミナー、講習会、説明会等の研修事業諸費用
(2) 催事費	2,000,000	2,400,000	△ 400,000	新春の集い、新入会員懇談会、厚生事業等の諸費用
(3) 広報費	500,000	850,000	△ 350,000	広報活動の諸費用
(4) 会報発行費	3,600,000	3,850,000	△ 250,000	町田法人会報及び法人会ニュースの発行費
(5) 会員名簿発行費	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	平成7年度版 町田法人会会員名簿の発行諸費用
(6) 連合会会報費	1,100,000	1,000,000	100,000	全国版会報“ほうじん”の購入費
(7) 発送費	6,000,000	5,600,000	400,000	ほうじん、町田法人会報、法人会ニュース等の発送諸費用
(8) 会員増強推進費	2,500,000	2,500,000	0	会員増強運動及び新設法人説明会等の諸費用
(9) 地区、支部運営費	7,100,000	6,700,000	400,000	地区会の運営・活動(事業・会議・管理)諸費用
(10) 部会運営費	2,500,000	2,400,000	100,000	源泉部会、青年部会、女性部会運営活動費
(11) 連合会費	700,000	600,000	100,000	東法連、三法連等の主催事業への参加及び年会費等
(12) 研究懇談会費	650,000	650,000	0	税のしるべ購入及び各種懇談会諸費用
(13) 渉外費	550,000	300,000	250,000	関係団体、対外的慶弔諸費用
(14) 慶弔費	200,000	200,000	0	会員慶弔諸費用
2 会議費	3,000,000	3,200,000	△ 200,000	
(1) 総会費	1,800,000	2,000,000	△ 200,000	通常総会に関する諸費用
(2) 役員会費	500,000	500,000	0	理事会及び正副会長会、その他役員会に関する諸費用
(3) 委員会費	500,000	500,000	0	各委員会に関する諸費用
(4) 共済制度連絡協議会費	200,000	200,000	0	共済制度連絡協議会に関する諸費用
3 管理費	22,000,000	21,810,000	190,000	
(1) 給料手当	13,750,000	13,750,000	0	職員の給与手当、賞与
(2) 福利厚生費	1,360,000	1,000,000	360,000	社会保険料、特退共の保険料等福利厚生に関する諸費用
(3) 旅費交通費	500,000	400,000	100,000	役職員の出張旅費、駐車場代
(4) 通信費	650,000	650,000	0	通信諸費用
(5) 消耗什器備品費	900,000	1,160,000	△ 260,000	備品のリース及び、備品の保守等の諸費用
(6) 消耗品費	1,100,000	1,200,000	△ 100,000	事務消耗品及び印刷物等の諸費用
(7) 修繕費	800,000	700,000	100,000	事務所の修繕等に関する諸費用
(8) 水道光熱費	300,000	300,000	0	事務所水道光熱費
(9) 家賃	1,284,000	1,032,000	252,000	事務所家賃
(10) 支払手数料	1,000,000	1,100,000	△ 100,000	三井ファイナンス支払等、集金手数料
(11) 図書費	150,000	200,000	△ 50,000	税務関係書籍等の購入
(12) 公租公課	170,000	300,000	△ 130,000	法人税等
(13) 雑費	36,000	18,000	18,000	
支出の部小計	61,400,000	62,060,000	△ 660,000	
4 固定資産取得支出	2,400,000	1,500,000	900,000	広告塔設置の諸費用
5 特定預金支出	7,000,000	7,700,000	△ 700,000	平成7年度末引当予定額
(1) 会館積立引当預金支出	4,000,000	5,000,000	△ 1,000,000	会館建設引当金の積立 21,000,000
(2) 退職給与引当預金支出	500,000	500,000	0	退職給与引当金の積立 3,864,000
(3) 名簿発刊準備引当預金	500,000	500,000	0	名簿発刊準備引当金の積立 3,200,000
(4) OA機導入引当預金支出	1,000,000	200,000	△ 200,000	O A機導入引当金の積立 1,000,000
(5) 記念事業準備引当預金	0	1,000,000	0	記念事業準備引当金の積立 3,000,000
(6) 広告塔設置引当預金	1,000,000	500,000	500,000	広告塔設置準備引当金の積立 2,000,000
6 備 費	1,244,168	212,856	1,031,312	
当期支出合計(C)	72,044,168	71,472,856	571,312	
当期収支差額(A)-(C)	△ 7,363,044	△ 11,184,731	3,821,687	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

町田税務署異動のお知らせ

〈 転 入 者 〉

〈 転 出 者 〉

署長 前田 繼 男 (国税局・課税第一部・国税訟務官室・主任訟務官) 守屋 隆 喜 (退官)

副署長(総務担当) 松村 正 幸 (税務大学校・教育第二部・教授) 高原 秀 年 (税務大学校・研究部教授)

総務課長 小俣 悟 美 (国税局・調査第一部・国際調査課・総括主査) 山田 一 彦 (甲府署・総務課長)

特別国税調査官 大上 諫 (川崎西署・法人第1統括官) 北川 康 夫 (芝署・特別国税調査官)

法人第2統括官 佐藤 秋 雄 (国税局・総務部・会計課・予算係長) 藤田 和 子 (武蔵府中署・法人第2統括官)

法人第4統括官 松本 康 照 (国税局・調査第二部・調査第8部門・主査) 菊池 秀 樹 (国税局調査審理課・主査)

法人上席指導官 鉄川 裕 司 (相模原署・総務課・総務係長) 根本 宏 一 (足立署・法人上席指導官)



副署長(法人担当)
秋元 保 伸



副署長(総務担当)
松村 正 幸



総務課長
小俣 悟 美



特別国税調査官
大上 諫



法人第1統括官
西本 徹



法人第2統括官
佐藤 秋 雄



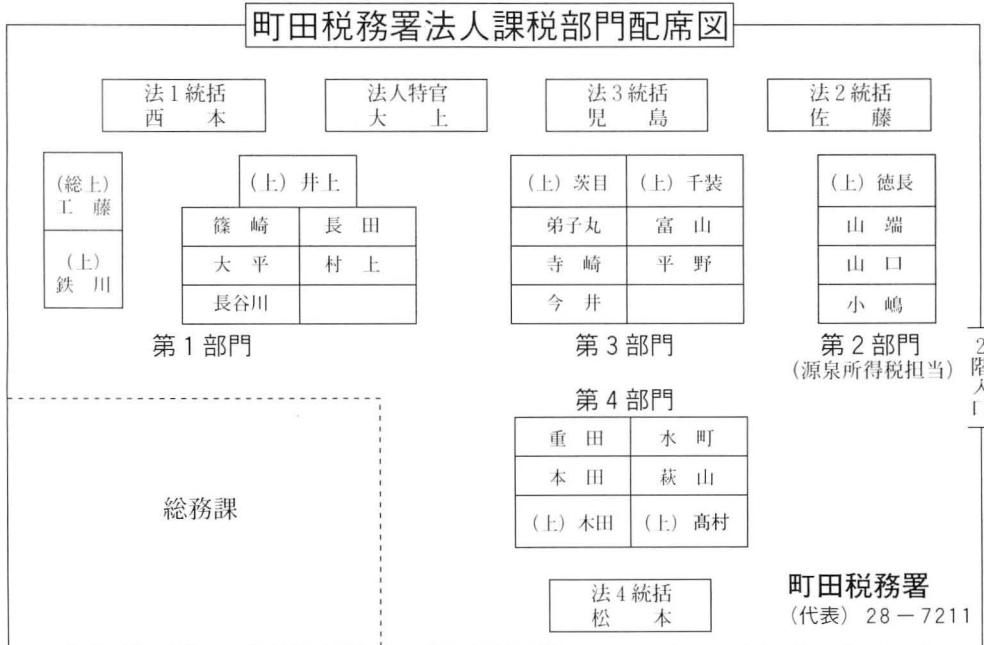
法人第3統括官
児島 俊 明



法人第4統括官
松本 康 照



法人上席指導官
鉄川 裕 司



青色申告制度施行45周年記念表彰 石井前会長、国税局長から受彰



晴れの受彰者と来賓の方々

青色申告制度施行45周年を記念して5月22日、ラポール千寿閣に於いて税務署長感謝状贈呈式が厳粛に挙行され、当会役員10名が受彰、守屋町田税務署長から感謝状と記念品が贈呈されました。

また5月24日、明治記念館でおこなわれた東京国税局長感謝状贈呈式では当会前会長、石井儀一氏が受彰されました。

町田が三多摩の幹事に —三多摩法人会連合会通常総会開く—

6月22日、ザ・エルシィ町田において、三多摩法人会連合会総会が開かれた。連合会会長に町田の岩波弘介会長が就任し、向う2年間町田が幹事役を受け持つことになった。



ご存知ですか?

タックスアンサー

…音声とファックスでお答えします



国税当局では、従来から納税者へのサービスの1つとして、納税者が電話で自由に税の内容などの情報を聞くことができるよう、テレホンサービスを行なっている(タックスアンサー)。

東京都内の場合、(03) 3213-2222に電話すると、コンピューターが稼動し、自分の知りたい情報のコード番号を押す(プッシュホン電話のとき)ことにより、必要な情報が得られるしくみになっている。

現在、このタックスアンサーは9時～24時まで利用できるが12月からは6時～24時まで利用可能になる見込み(日曜・祝日も稼動)。

FAXでの利用が便利です。

災 害

8001 災害による期限の延長

8004 災害を受けたときの所得税の軽減免除

1902 災害減税法による軽減免除を受けている人

8002 災害を受けたときの納税の猶予

8005 災害を受けたときの予定納税の減額申請

8006 災害を受けたときの相続税の軽減

所得税・住民税の減税など実現!!



法人会では、毎年、税制に関する要望事項をとりまとめ、政府や国会への強い働きかけを通じて、大きな成果をあげています。

平成7年度は所得税・住民税の減税や土地譲渡益に対する税負担の軽減などが実現しました。

平成7年度税制改正で実現した法人会の主な要望事項をご紹介します（昨年11月成立の税制改革法によるものを含む）。



平成7年度税制改正要望
全国大会（平成六年九月）

万円。平成8年分については景気の回復状況等により改めて検討される。）

所得税・住民税減税

- 税率構造の累進緩和等による減税が行われることとなりました。

《所得税》

税率	適用課税所得	
	改正前	改正後
10%	300万円以下の金額	330万円以下の金額
20%	600 〃	900 〃
30%	1,000 〃	1,800 〃
40%	2,000 〃	3,000 〃
50%	2,000万円超の金額	3,000万円超の金額

《住民税》

税率	適用課税所得	
	改正前	改正後
5%	160万円以下の金額	200万円以下の金額
10%	550 〃	700 〃
15%	550万円超の金額	700万円超の金額

- 一律15%の定率税額控除方式による特別減税が行われることとなりました。
（当面の景気に配慮して行われるもので前記累進緩和等による制度減税後の税額から控除される。最高限度額：所得税5万円、住民税2

土地譲渡益税の負担軽減

- 個人の土地譲渡益について保有期間5年超の場合の税率が一律39%（国税30%・地方税9%）から4000万円以下の部分については32.5%（国税25%・地方税7.5%）へ引き下げられることとなりました。

固定資産税・都市計画税の負担軽減

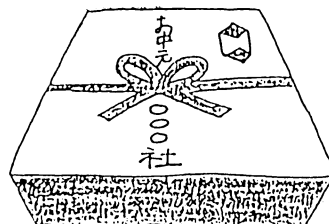
- 税負担の前年度比増加率をおおむね5～7.5%に押さえる負担調整措置の拡充が行われることとなりました。

災害見舞金の課税の特例

- 法人が、阪神・淡路大震災による災害救助法の適用を受けた地域内の取引先に対し、取引関係の維持・回復を図るために支出した災害見舞金は、交際費として取り扱われないこととなりました。

交際費の取扱い

Q 交際費として支出するものについては、課税仕入れになるものとならないものがあると聞いていますが、交際費についての消費税の取扱いについて教えてください。



A 交際費とは、事業者が事業を行う上で必要な接待や交際のために要した費用で接待費、機密費、謝礼、祝金その他名称のいかんを問わずその得意先、仕入先等事業に関係のある者などに対して接待、きょう応、贈答などの行為のために支出された費用をいいますが、消費税の処理上、次のとおり、課税仕入れに該当するものとししないものがあります。

1 課税仕入れに該当する費用

- (1) 得意先に対する贈答品費
- (2) 接待のための飲食費、交通費など
- (3) 得意先を招待した国内旅行、観劇、スポーツ観戦などの費用
- (4) 接待のためのゴルフプレー費、ゴルフクラブの入会金（脱会の際に返還されないものに限り）及び年会費など
- (5) 慶弔費などのうち果物、花輪などの物品で支出する場合その購入費

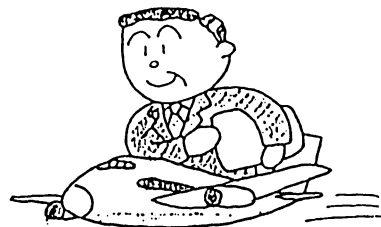
2 課税仕入れに該当しない費用

- (1) 慶弔費、祝金、謝礼、見舞金などで金銭で支出するもの
- (2) 役員等に対する渡切交際費など
- (3) 機密費などの名目で支出した金銭でその用途が明らかでないもの
- (4) 運転手や仲居さんなどに対するチップ、心付け
- (5) テレホンカード、商品券などプリペイドカードの購入費用
- (6) 接待のための飲食費とともに支払う特別地方消費税及びゴルフプレー費とともに支払うゴルフ場利用税

(東京国税局消費税課 監修)

旅費等の取扱い

Q 旅費・交際費の消費税の取扱いを教えてください。



A 国内における鉄道・航空などの運賃、宿泊費、日当などのうち通常必要であると認められるものは課税仕入れに該当しますが、海外出張旅費等（国内分は除きます。）は課税仕入れに該当しません。

1 国内出張費等

(1) 旅費等

鉄道・航空・バス・タクシーなどの運賃、宿泊費、日当のうち、その旅行について通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに該当しますが、その範囲を超える部分は、所得税法上給与として課税されることになり、課税仕入れに該当しません。

(2) 国内の転勤に伴う支度金

国内の転勤に際して支給される支度金が通常必要であると認められるものであれば課税仕入れに該当します。

2 海外出張費等

海外出張のために支給する交通費、宿泊費、日当などは課税仕入れに該当しませんが、国内における交通費及び出発前夜の宿泊費を実費分として、他の海外出張旅費と区分しているときは、その実費部分については課税仕入れに該当します。

3 自社使用のためのプリペイドカード等

自社で使用するために、電車・バスなどの回数券や鉄道会社などが発行するプリペイドカードなどを購入した場合の課税仕入れの時期は、原則として、役務の提供を受けた時です。

ただし、継続適用を条件としてその購入時の課税仕入れとすることができます。

(東京国税局消費税課 監修)

秋川溪谷と数馬の里・バス研修会

金森・高ヶ坂地区会 高ヶ坂支部長 仁 科 純 雄



清らかな空気、清らかな水の
酒蔵の前で記念撮影

今にも降り出しそうな空模様が、五日市街道に入る頃より、折々青空が見えはじめ、参加者の日頃の心掛けが幸いしたか行楽日和に向かい、雰囲気も明るく、40余名、ふるさと工房に着いたのは10時、軍道紙の紙漉き工房、陶芸の家と見学し、しばし溪谷と緑の山々の景観を楽しみました。ただ杉花粉の飛散する様に思わず鼻を手で被う場面もあり、新緑の美しさとは裏腹に、涙とクシャミの連続で耐え切れない方も居て、自然の脅威を思い知らされました。昼食は数馬の里の三頭山荘で、10種に及ぶ山菜料理は他では味わえない珍味

を満喫しました。

奥多摩湖と山波を楽しみながら、沢の井の酒蔵見学、そして対岸の中国と縁を持つ寒山寺、吉川英治記念館では改めて大作家の作品を再認識し、足跡を偲ぶ事が出来ました。車中であっては税務署の西本、根本両氏の税についてのお話、又税金クイズ、ビンゴゲームと和気藹々と充実した研修旅行でした。

早くも来春の予約申込をする程の気の早い人も居り好評の内に無事終了する事が出来ました。役員の皆様には御芳志をはじめ御協力頂きました事厚く御礼申し上げます。

鶴川1・2・3地区会合同役員会報告

日時 平成7年6月6日(大黒屋にて)
定刻の6時30分より司会須崎の進行で役員会を開催しました。

前副会長の萩生田様より挨拶を頂き、続いて3地区会長を代表して石川様より挨拶を頂き、続いて第2地区会長、島野様の新任の紹介をして挨拶を頂きました。次に本題の平成

鶴川第3地区会会長 須崎 一 男
7年度事業計画(案)の資料を全役員に配布して地区会関係の内容を説明し(会員増強)活発な意見交換あり、役員相互の親睦を深める事が出来ました。

参加者29名

以上報告いたします。

本町田地区役員会開催

平成7年度、本町田地区役員会が、5月8日日本町田「大神」において開催されました。今回の地区会の議題は法人会総会時に行われる役員改選に伴う地区の人事についてです。長年にわたり当地区の地区会長を努められてきた矢沢地区会長が、本部役員候補に指名された為、地区会長を選ぶという大事な会合でした。(本部委員候補者名簿届済)改めて地区会長の役割を考えてみますと、地区内を把握しているか、常日頃時間の調整が可能か、法人会の理念を理解しているか等、その責任

本町田地区会会長 露 木 實
の重さを感じます。

討議の結果役員の皆様から本町田地区副会長である私を会長に選出していただき、大役をお引き受けし閉会しました。活動をとおり地域社会を活性化させるため地区全会員との懇談の場、その他を開催し地区活動の基本として行く事が役員の仕事とっております。尚本年度も地区研修会を重点的に計画しておりますので、本部役員の皆様のご協力と御指導をお願い申し上げます。

成瀬地区合同役員会

成瀬第1地区会会長 木目田 邦 夫

成瀬地区は、「成瀬第1」「成瀬第2」の地区会に分割されました。

6月12日、野川副会長。町田税務署西本法人第1統括官、根本上席指導官にご出席頂き合同役員会を開催しました。

会活動を活発に行うため、両地区とも新役員を増やし、支部長や各委員も決定されました。今後の各種行事等については、合同で行うことになりました。

「地区が小さくなった分、会員に対するきめ細かな会活動を展開しよう」と各役員はりきっています。



▶ 根本上席さんの「ミニ研修」
▲ 新発足の成瀬第一、成瀬第二、
合同役員会で
野川担当副会長を中心に
左木目田、右八木各地区会長



厚生委員会からお知らせ

大型保障制度の 平成6年度の実績について



東京法人会連合会総会で大型保障制度推進第1位の表彰状を服部会長からうける町田の石井前会長

会員の皆様におかれましては暑さ厳しき折いかがお過ごしでしょうか。

おかげ様で町田法人会は東法連の中で今回のキャンペーンの往路におきまして第1位の栄誉に輝く事ができました。これもひとえに会員皆様方の御協力の賜と心より感謝申し上げます。

今年も早や半年以上を経過したわけですが、

厚生委員長 加藤 史朗

1月の阪神大震災、そしてオウム真理教によるサリン事件と未だ我々が経験したことがない様な災害に見舞われてしまいました。

保険というものは、空気の様な存在ではないかと私は思うのであります。人間とは、やはり空気がなければ生きてゆけないわけですから、保険も困った時の神頼みとまではゆかないまでも、いざという時少しは皆様のお役に立てるものと信じて居ります。

非常に経済状態は厳しい現実が続いて居りますが、会社のいくらかの金額を保険に回していただければ幸いと思えます。

又、キャンペーンは只今、復路に入って居りまして来年の3月末日が最終であります。2年間の長いキャンペーン期間であります。前半戦トップの成績に準ずる様に頑張りたいと思えますので会員の皆様の御協力、御鞭撻の程宜しくお願い致します。

研修委員会からお知らせ

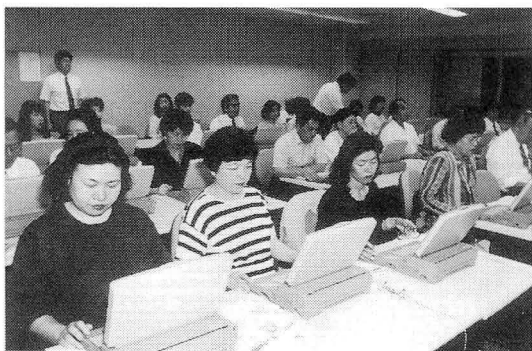
参加者38名に修了証書 第3回ワープロ教室

研修委員長 杉浦 信男

例年好評を頂いておりますワープロ教室は、去る6月7日から毎週水曜日全5日開催しました。最終日の7月5日には、38名の方々に修了証書と記念品が手渡されました。

教室は、(学) 田後学園・町田経理専門学校のご協力を頂きました。

平成7年度第3回ワープロ教室で全課程を修了された方々は、次のとおりです。(敬称略)



有限会社 伊計也事務所	池谷 美喜子	有限会社 新井商店	新井 英児
株式会社 アイ・エヌ・ジー	山根 住子	パワードライブ 株式会社	渡邊 徹
有限会社 葵システム	木内 明美	有限会社 Y・D・E	吉田 愛
富士興産株 株式会社	名嶋 学	株式会社 ライフショップナカムラ	仲村 庸子
株式会社 倉持ハウジング工業	倉持 和子	有限会社 クラウド	坂元 美恵
株式会社 オールサーチ	神崎 栄子	楠瀬産業 株式会社	楠瀬 照美
有限会社 石川工務店	石川 信子	新栄技研 株式会社	五十嵐 美恵子
有限会社 勝 一	諸星 裕美	新栄技研 株式会社	五十嵐 幸恵
有限会社 木下電業	木下 利津子	有限会社 安田土木	安田 春雄
ジェイツアー 有限会社	佐藤 富貴子	有限会社 森園新聞店	森園 稔
有限会社 イノー工芸社	井能 利明	有限会社 ヨコオ	高橋 東子
有限会社 田 口	田口 夏江	株式会社 大妻工務店	奴久妻 登
有限会社 原燃料店	原 美久砂	株式会社 大妻工務店	藤田 睦子
有限会社 スギザキ	杉崎 健三	アマノ工業 株式会社	天野 若代
株式会社 マツモ工業	松茂 キヨ	アマノ工業 株式会社	天野 匡
仁愛 医院	吉村 栄子	有限会社 ブラウニー	鈴木 暁子
仁愛 医院	野村 早苗	株式会社 新城建設	松坂 智広
有限会社 秀 陽	斎藤 秀代	有限会社 村上クリーニング店	村上 伸彦
有限会社 玉野防水	玉野 美代子	ふじおか産業 有限会社	藤岡 哲也

最低資本金達成のタイムリミット目前 ——対応策説明会開く——

商法に会社の最低資本金制度が導入されて、はや4年。達成のための最終期限は平成8年3月31日。すぐそこに迫っている。

当法人会では、その対応策や必要事務についての説明会を、5月19・26日の両日、健康福祉会館で開いた。講師は町田税務署法人課税第1部門の西本統括官と根本首席指導官。

会場には熱心な会員が詰めかけて、参加者は約200人にのぼった。

増資・登記などの相談は

税務関係

○町田税務署法人課税第1部門 TEL(28)7211

○東京税理士会町田支部

(森野1-34-10第1矢沢ビル4F) TEL(29)0777

無料相談日は毎月第2木曜日 10:00~15:00

○町田市役所市民相談室「国税相談」毎月第3火曜日

(電話予約が必要 TEL(24)2102)

登記関係

○東京法務局町田出張所(中町1-23-4 TEL22-2414)

○町田市役所市民相談室「登記相談」毎月第3木曜日

お知らせ「講習会の予定」

中級実務簿記講習会 9月21日より毎週木曜日全10回

会費 5,000円

パソコン教室 10月11日より毎週水曜日全5回

会費 15,000円

広報委員会からお知らせ

皆んなで作りに上げる会報を!! 東法連会報作成基礎講座開かれる

広報委員長 木目田 元



よき編集者をめざす者の集い

たり、余白を作ったり、ケイ線を工夫したり、カラー写真を多くしています」

第2講座

佐藤全法連広報室長

「法人会が税務協力団体から大衆化した団体になりつつある（納税意識の高揚から地域社会に貢

今年で7回目になる基礎講座。大雨の中、160名が参加。熱心に聞き、質問も沢山出て有意義な講座でした。（町田法人会から5名出席）

ご挨拶

川野東法連広報委員長

「広報活動は、会と会員を結ぶ大切な役目をしています。かたくるしい記事でなく、会員の皆様に読まれる会報作りに努力して下さい」

第1講座

柏木読売新聞社編集局次長

「今年は新聞界にとっても、異常な年です。号外が、半年で7回（いつもは年3回位）も発刊された」

「読売新聞は1,000万部発刊されているが、いつも、みだしやレイアウトに苦勞しています」

「最近ではコンピュータによる紙面作りが可能になり、地方でも東京と同じ紙面を読むことができます」

「読まれる紙面作りのため、文字を大きくし

献する）ので会報もかたい記事から会員中心の記事にする」

「会報は、会と会員を結ぶ役目や情報の供給源である」

「法人会の会報は、競争がないので、見だし等に工夫が無い。季節や行事報告等のタイミングのずれがある」

「不透明な時代の時こそ読まれる会報が重要である。活動している法人会ほど記事が沢山集まり、読んでいても熱気を感じる」

「編集者は

- (1)やじ馬根性を持つ（情報の収集）
- (2)知識を幅広く持つ（偏らない記事）
- (3)バランス感覚や美的感覚を持つ」



この講座を糧に、よろこばれる会報を

平成7年7月施行 製造物責任法 (PL法)のあらまし



製造業者等の損害賠償の責任を定めた新法・製造物責任法(通称・PL法)が本年7月1日から施行されました。PL法はアメリカやEC諸国ではすでに実施され、わが国でも製造物の欠陥による被害者の保護を図ることにより、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に役立てようと、今回新たに導入されたものです。欠陥責任主義に立脚したこの新法は、産業界に今後様々な影響を及ぼすことが予想されます。

PL法のあらましについて解説することにし
ましょう。

1 PL法とは

PL法は製造物の欠陥により、人がけがをしたり死亡したり、また火災が発生したりするなどして被害が生じた場合の製造業者等の損害賠償の責任について定めたもので、第一条から第六条までの6つの条文から構成されています(別表参照)。この法律のポイントでもある製造物の責任については第三条で次のように定めています。

— 製造業者等は、その製造、加工、輸入等をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときはこの限りでない。—

これは、PL法は製造者に『過失』がなくても賠償責任を負わせる法であることを意味します。現行法の民法709条(不法行為責任)では、被害者は加害者の過失(欠陥製品による事故の発生につき予見可能性があったにもかかわらず回避義務を怠った)を立証しなければならないこととなっていますが、

今回のPL法は、被害者が①欠陥の存在②損害の発生③欠陥と損害の因果関係を立証すればよいとされ、被害者の立証責任を軽減した法といえます。

2 PL法で対象となる製品は

PL法で対象となる製品は、第二条で製造物の定義として、欠陥、製造業者等の定義とともに定められています。

第1項に定められた「製造物」とは製造または加工された動産を指します。この動産とは民法上、不動産以外の有体物を指しますので、不動産、未加工農林水産、修理・運送等の役務サービス、電気・熱などの無形のエネルギー、ソフトウェア等有体物に該当しないものは、対象外となります(別図参照)。ただし、製造または加工されたという定義に明確な解釈規定が存在しないため、これらは今後の判例などにより定義づけられることになるでしょう。

第2項に定められた「欠陥」の概念に関しては、立法化に向けての検討作業のなかで消費者期待基準、危険効用基準、標準逸脱基準等、各種の基準が唱えられ議論のあったところですが、最終的にPL法では安全性欠如基準とでもいうべき「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をもって「欠陥」とする基準が採用されました。これに該当するか否かは次のような考え方を総合的に判断することとされています。

①「当該製造物の特性」

本来的には製造物自体が有する固有の事情を考慮するというものであり、この固有の事情には、製造物の表示、製造物の効用・有用性、価額対効果、被害発生の子測可能性とその程度、製造物の通常使用期間・耐用期間等が含まれます。

②「通常予見される使用形態」

製造物の使用に際しての事情を考慮するというこ

とであり、その際には製造物の合理的予期される使用、製造物の使用者による損害発生防止の可能性も考慮の対象とされます。

- ③「製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」
引き渡した時期に係わる事情を考慮するという
ことであり、製造物が引き渡された時期、あるいは
技術的実現可能性が考慮の対象になります。

●対象となる製品

1. 食品
2. 医薬品
3. 自動車
4. 自転車
5. 家庭用電気製品等
6. ガス・石油器具等
7. 家具・家庭用品等
8. レジャー・スポーツ用品・玩具
9. 化学製品等
10. 不動産を構成する動産
(壁材・床材・窓枠・屋根瓦)
など



●対象とならない製品

1. 不動産
2. 修理・運送等の役務
(サービス)
3. 電気・熱等の無形のエネルギー
4. ソフトウェア等々
「有体物」に該当しないもの。
など



の範ちゅうの輸入業者に対しては一般消費者が海外のメーカーに損害賠償責任を追及することは事実上困難であること、表示業者には消費者がメーカーと認知しやすいことなどから製造物責任が課されることになりました。

製造物責任法(PL法)全文

(目的)

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者
(以下単に「製造業者」という。)
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等を表示した者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身

体、又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、その限りではない。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡したときにおける科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用される場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

女性部会と改称、さらなる躍進を!! 定時総会を終えて

女性部会長 堤 敏子

6月8日ホテルザ・エルシィ町田に於いて第14回の定時総会を開催いたしました。

ご多忙のなか、町田税務署から守屋署長、秋元副署長、西本第一統括官、根本上席指導官にご出席いただきました。

併せて岩波新会長、矢沢新副会長（当部会担当）東條新青年部会長のご出席もいただきありがとうございました。皆様のご指導のおかげをもちまして、年間行事、研修会など企画実施してまいりました。

おかげさまで部会員も増加し、積極的に参加して下さる様になりました。

総会は荒江幹事の司会で始まり、議案の検討に入り、昨年と変わった事項は、第5号議案に於いて本年より「婦人部会」より「女性部会」に改称することになりました。

第6号議案にて任期満了に伴う役員改選が審議されました。その結果、部会長留任、副部会長に神蔵、中島、土方、三沢の四人、会計には島野、坂田弘子（原町田）、会計監査



さあ「女性部会」の出航です

には東條、佐瀬さち子（南大谷）の各氏が選任されました。新幹事全員拍手を以って承認され、ここに総会が無事終了いたしましたことをご報告申し上げます。

本年度も皆々様のご理解あるご指導により法人会の目的に添いつつ、事業の発展と社会への貢献に努力してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に5月をもって御退任なさいました石井前会長様、萩生田前副会長様に心より感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

総会記念講演 川合歌子エルシィ会長 サービスの原点を尋ねて

女性部会 幹事 日比野 操

会場にお迎えした（エルシィ会長）川合歌子さんは、小柄で、ブルーの淡いスーツがピッタリの、色白でしわ一つない、品の良さを十分漂わせていらっしゃいました。背筋をピッと伸ばし、それでいて優しさを持っていらっしゃるのが、とても印象的でした。ホテルのサービス業務を中心のお話で「日に一度問い質そう魂に向って七つのシン」（新）常に

新しい気持ち、（真）真に正しく、（伸）成長、（親）親切、（信）信じ、（進）前向きに進み、（心）温い心、又、「美しい人」でありたい……と繰返しておられました。一つ一つ考えてみますと、どれも普通の当り前の事でしたが、この当り前の事を忘れがちで実行できないものです。巾広く御商売をされていらっしゃるにもかかわらず、謙虚に辛抱強く繰返してい

らっしゃる所に深く感銘を受けました。又お年を感じさせず先頭に立ち第一線で御活躍されている事にも驚きを禁じえませんでした。新聞、テレビ等で、不況や凶悪犯罪の報道が多い昨今、痛んでいた心が和み、暫し時を忘

れさせていただきました。大変有意義なお話をありがとうございました。私共小売業に携わる者にも大変参考になり、大きな励みになりました。この講演で聞いたお話を、日々の生活の中で心掛けて行きたいと思ひます。

部会だより

青年部会・女性部会

—上手な話し方の技術—

青年部会・女性部会 公開講演会

青年部会会計 中 島 忍

去る6月17日、エルシィ町田において、町田法人会青年部会・女性部会主催の公開講演会を開催しました。当日は、280名近くの聴講者の参加を得、能力開発研究所所長坂上肇先生を講師にお迎えし、話し方の技術（自分を上手に出し、相手を動かす話し方）について、お話して頂きました。以下、その講演要旨を御報告致します。

~~~~~

#### ・話し方のプロになるまで

35才までは話をするのが嫌いだった。(家庭環境による情緒障害が原因)しかし「デモステネス伝」を読み、「どもり」だった彼が世界一の名演説家になったことに感銘を受けた。デモステネスにできたことは自分にもできると確信、話し方のプロになると決意した。



会場はたちまち満員に

#### ・話し方の技術、その学び方

「我以外、皆師」

問題意識を持って、話し方に関してわからないことを洗い出し、調べ上げる。いつでもどこでも誰からでも学ぶ。

#### ・話の目的

- ①相手に好印象を与える。
- ②相手によくわからせる。
- ③相手をその気にさせる。

#### ・話をする態度

聞き手の為に、①～③を満たし、全身全霊を傾ける。

#### ・話の技術

- ①わかりやすい言葉（大和ことば）を使う。
- ②声の出し方を工夫する。
- ③表情を豊かにして話す。

以上の点をふまえ、話の技術を磨くことが大切。そして、次の標語を繰り返し唱えて努力すれば、必ずあなたも自分を上手に出し、相手を動かす話ができる。

「目標達成、私はできる、私はやる。」

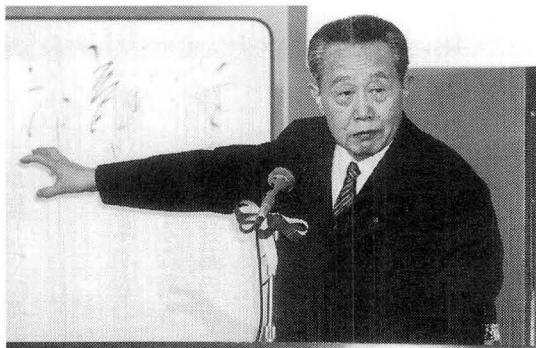
~~~~~  
この後、聴講者全員でこの標語を復唱しました。

以上のお話から、話し方の技術について、

今まであまりに自分は知らなかった事に気付きました。そして努力していけば、必ず今までよりも、上手に話せるようになる、そうした意欲がわいてきました。

こうした先生の情熱あふれるお話にいたく感銘し、大変有意義な講演会でした。

先生のますますの御活躍をお祈りしつつ御報告と致します。



「私はできる。私はやる。」
その意気が大切です——坂上先生

部会だより

青年部会

部会長就任の挨拶と総会報告

青年部会長 東 條 実

第16回（社）町田法人会青年部会定期総会に於いて、部会長に就任しました東條実です。岩波会長をはじめ親会の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

青年部会では、部会運営・事業等を各グループが企画・立案し、役員会で審議・決定し全員で活動しております。従ってグループ活動の活性化が青年部会の活性化につながりますので、各個人が主体性をもつて参加し意識の向上を図っていききたいと思います。また、親会の下部組織としての青年部会は企業の後継者育成の場であり、法人会活動推進のための担い手である事を自覚し、各事業への参画を通じて自己研鑽を図る場として積極的に活動してまいります。岩波会長をはじめ皆様のご理解とご協力をこの場をおかりしてお願い



勇気。元気。新部会長誕生

申し上げます。

総会は4月27日、ラポール千寿閣に於いて親会から石井会長、岩波副会長他多数の役員の方。婦人部会から堤部会長。町田税務署から守屋署長他幹部の方のご臨席をいただき、総勢44名の出席者のもと行なわれました。

三橋部会長の挨拶に始まり、第1号議案から第5号議案まで慎重な審議が行なわれ満場一致にて、議事が終了いたしました。新部会長挨拶、新役員の紹介が行なわれ、親会を代表し石井会長、町田税務署より守屋署長のご挨拶をいただき、無事定期総会は終了いたしました。当日ご参加下さいました皆様、厚く御礼申し上げます。



笑顔で、こもごも謝恩と激励と

短歌 俳句欄

短歌

(株)久美堂 井之上久子
人の世よ生きる限りを生かさるる

意義ある使命にわが道を来し
とらはれの心あるとき大空の

ゆく雲追ひつつ無心にならむ

(株)八木商店 八木きよ子
休日は心ゆったり指先の

小さき鈴に紐を結びぬ

あじさいに雨降り続く夕暮れは
傘廻しつづ孫帰りに来る

(有)なるとや 友野忠注

朝明けの櫻ふぶきの芹ヶ谷公園

妙なる森羅意（ニミ）に観ゆる

降り敷ける甘露のごとく惟（おも）う吾れ

無量の教え大泉の櫻

(株)飯田機械産業 飯田 重利

写りある富士の姿の上越えて

山中湖の波走り行く見ゆ

冬枯の樺林のこぶし咲き

一足先に春を言ひ出す

(株)鈴加 鈴木 サダ

長生きの証（あし）と思ひ古パジャマ

たたみて納むまだ捨てきれず

初もぎの豌豆の緑みづみづし

夜の厨は笑みてにぎわう

俳句

町田レジン工業(株) 中丸 祐昌

藪かげの羽休め蝶や 梅雨気配

幾日ぞ 放置自転車 梅雨しきり

(株)宝永堂 三橋 國民

鎮魂五十年・南溟（なんめい）の友に

スコールの鰯（さし）のしぶき海の面

八月の沖に浮かびぬ雲一片

(有)アローエンタープライズ 矢沢 武

臥す母にそつと窓あけ蛍の夜

職替へて庭に巢立の鳥仰ぐ

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

一礼し新茶の香り戴けり

命をば育てんとす竹落葉

(株)三興 澁谷 清

七変化誤算はつねに付き纏ふ
出色の言葉すくなし梅雨の椅子

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

手のひらをゆるりと流る蚪蚪（たむし）の群

(有)今井事務所 今井 順子

信濃路や一揆の村も風薫る

夏帽子片手で押え風を聞く

(株)昌電舎 佐瀬さち子

阿が初め昨が終りの栗の花

雨足をここより鎮めあやめ草

(有)加藤電機 加藤美恵子

轉りがほつと休まず鎌持つ手

愛称よばれ手をあげる孫負ふおぼろ

丸昭シルク(株) 堀内 判子

初孫にさくらと名づく花万葉

生れし子に記念のさくら植えし朝

(株)堤ビル 堤 敏子

村落のここも東京初つばめ

日帰りのかなはぬ見舞著莪の花

表紙のことは

“朝日が耀いたとき”

三橋 國民

乳白色の煙霧が掻き消えると、突然、朝日が海面を光らせた。誰かが「日本が見えたぞー！」と、どなっている。

私は復員船のデッキから小さな島の緑を見つめていた。

〈ああ、俺は生きて帰れたんだ……〉

あれからもう50年、昭和21年6月14日、紀州、田辺沖でのことであった。

紹介

三橋國民氏この秋に個展

三橋國民氏は、町田市が誇る造形美術の泰斗です。

ご承知のように当法人会会報の表紙のために毎回絵筆をふるっていただいております、会報の恩人とも言える方です。

戦後50年の今年、7月には、氏の亡き僚友への鎮魂の書「鳥の詩～死の島からの生還」がNHK出版から刊行されました。

また秋11月には、精魂を傾けられた美術作品を発表されます。予定の日時・会場等は次のとおりです。

個展

鎮魂五十年・鉄のかたち展

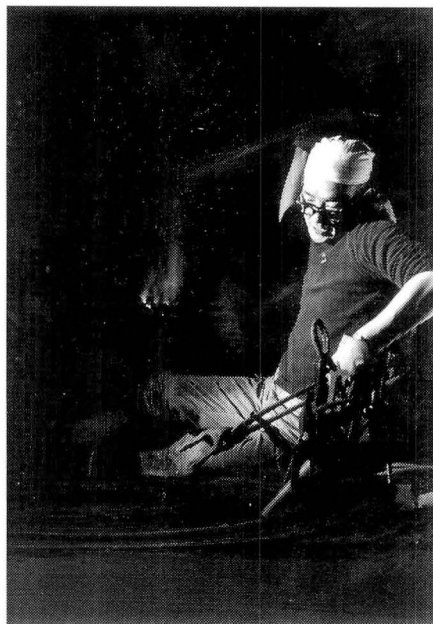
期 日 1995/11/16⇒11/28 (予定) 〈水曜定休〉 AM10:00～PM6:30

会 場 町田市・町田JR駅前0分・HOEIDO ANNEX 4Fホール

三橋國民氏略歴

東京都町田市出身・社団法人光風会理事・社団法人日展評議員・日展内閣総理大臣賞・菊華賞・会員賞・

光風会辻 永記念賞・勲四等瑞宝賞・NHK自分史文学賞・賜杯



三橋國民氏 鍛造制作中。

編集後記

今年度より広報委員のメンバーが変わりまごついています。文章ばかりでなく写真やイラスト等を多くし、会員の皆様に読んで頂ける会報にしたいと思っています。

地区会での研修会や各種行事を会員の皆様より記事にさせていただき投稿して下さい。

その時必ずカメラを持参し、写真を撮って一緒にお送り下さい。皆様に投稿して頂くことにより、会員参加の会報が出来ます。また会報に対してのご意見も、ぜひお願いします。



法人会のシンボルマークです。
カラーはマリンブルー。

発行人 社団法人 町田法人会会長 岩波 弘介

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

「そろそろ、決めるか」

事業一筋に打ち込んできたため、
どちらかといえはあつそかになつていた将来に對する備え。
企業の成長とともに、責任はますます重くなつています。
そんな重責を果たしつつも、余裕が感じられる毎日を……。
きつと表情にもゆとりが出てくるはずですよ。



Lタイプの
すぐれた
特長

- ◆最長85歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- ◆充実の医療保障で安心。
- ◆法人が負担した保険料は、一定の範囲で損金に算入できます。
- ◆海外での事故・病氣も保障。
- ◆重責にふさわしい最高4億円を超える大型保障。
- ◆国内・海外での救援者費用も保障。
- ◆退職金、功勞金などの財源として利用できます。
- ◆女性医療特約により女性特有の疾病による入院も保障。

企業保障プラン〔総合型L〕

法人会の経営者大型総合保障制度

引受会社

DAIDO 大同生命

八王子支社町田営業所/町田市中町1-1-16
TEL 0427-22-5756 (東京建物町田ビル8F)



AIU

西東京支店/八王子市旭町10-3
(安嶋中央ビル3F) TEL 0426-44-3151